

検査無料

## 新型コロナウイルス

# 感染拡大傾向時の一般検査事業

## 無料検査について

- ・感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、次に掲げる無症状の者を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき検査の受検を要請し、要請に応じる府民に対して実施する検査を無料とします。
- ・なお、この検査結果は「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。

### 検査の種類 □PCR検査等、□抗原定性検査

#### 対象

感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる住民  
(京都府民であれば、ワクチン接種済・未接種を問いません。)



京都府民

#### 目的

知事が特措法第24条第9項等に基づき検査受検を要請している際に、不安がある府民が要請に応じて受検する場合

#### 検査の流れ

##### 申込

- ・申込書を記入
- ・身分証明書の提示  
(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等)

##### 検査

- ・PCR検査等実施  
or  
・抗原定性検査実施

##### 通知

- ・結果通知書を発行  
通知書の有効期限:  
PCR検査等 検体採取日+3日  
抗原定性検査 検体採取日+1日

##### PCR検査等

- 本人が検体(鼻腔ぬぐい液、唾液に限る。)を採取する際に立ち会い、検査機関等で検査
- 実施事業者が検体(鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液及び唾液に限る。)を採取し、検査を実施

##### 抗原定性検査

- 本人が検体(鼻腔ぬぐい液に限る。)を採取する際に立ち会い、検査結果の読み取り等を実施
- 実施事業者が検体(鼻咽頭ぬぐい液及び鼻腔ぬぐい液に限る。)を採取し、検査を実施

## 留意事項

- この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効であり、検査受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかの診断結果を示すものではありません。
- 検査結果が陽性であった場合、必ず医療機関又はきょうと新型コロナウイルス医療相談センター(24時間、365日)等に連絡し、速やかに受診してください。また、移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けてください。
- 検査結果が陰性であった場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、引き続き感染予防対策(3密回避、マスク着用、手指消毒、換気)を徹底してください。

抗原定性  
検査(例)

(必ず、鼻腔検体を採取してください)

鼻腔ぬぐい液採取



- ① キット付属の綿棒を鼻腔入り口から2cm程度、粘膜部分をぬぐうようにしてゆっくり挿入します。
- ② 挿入後、綿棒を5回程度ゆっくり回転させます。
- ③ 挿入した部位で5秒程度静置し、綿球を十分湿らせた後、先端が他の部位に触れないようにそっと引き抜きます。
- ④ 採取した綿棒を所定の容器へ入れます。